

(平成21年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった。当時は、婦人会の人が集金に来ており、その都度親が納付してくれていたはずなので、納付記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無く、申立期間も3か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間当時は、親が申立人の国民年金加入手続をし、保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の両親は、当時、居住地区の区長や婦人会の役員をしており、国民年金を推進する立場にあったことから、家族の分の保険料を未納にするとは考え難く、申立人の母親の納付状況を見ても、保険料は完納されている。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳で申立人の保険料納付状況を見ると、国民年金手帳記号番号の払出日に20歳までさかのぼって10か月分を一括納付した後は四半期ごとに遅れることなく納付されており、申立期間前後の期間が納付済みとなっていることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

加えて、被保険者台帳において申立期間直前の四半期の納付日が異なった日付で2段書きとされているなど、社会保険事務所の記録に不明瞭な点も見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から63年3月まで
昭和63年3月ごろ、A市町村役場の職員が自宅に来て、過去の分も含めて国民年金保険料を支払うよう勧められ、58年4月から63年3月までの保険料を納付した。領収書等はないが、妻が預金通帳から130万円を引き出し、そのうちから夫婦二人分798,960円を納付した。納付記録を照会したところ、58年4月から6月までの納付記録はあるが、それ以降の納付記録は無かった。納付したのは間違いないので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和63年3月に夫婦二人分の国民年金保険料を納付するため、預金通帳から130万円を出金し、納付した後預金通帳に「3/7年金399,480円×2=798,960円現金で払う」とのメモを残しており、検証した結果、保険料額はほぼ一致しており、当時記入したものであるという申立人の妻の主張は基本的に信用できる。

また、申立人夫婦は、申立期間以外は未納が無く、申立期間後の昭和63年4月からは夫婦同日に納付していることが確認でき、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、A市町村役場では、昭和63年3月ごろ、現年度保険料と過年度保険料の納付勧奨のため職員が戸別訪問しており、過年度保険料については保険料を預かり納付していたと回答している。

しかし、A市町村役場では、「当時は特例納付期間ではなく、過年度納付の保険料は2年分しかさかのぼって納付できない。誤って2年以上の保険料を預かったとしても納付できない期間となるので返していたはずである。」と説明している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、当時の過年度保険料と現年度保険料に該当する昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から63年3月まで
昭和63年3月ごろ、A市町村役場の職員が自宅に来て、過去の分も含めて国民年金保険料を支払うよう勧められ、58年4月から63年3月までの保険料を納付した。領収書等はないが、預金通帳から130万円を引き出し、そのうちから夫婦二人分798,960円を納付した。納付記録を照会したところ、58年4月から6月までの納付記録はあるが、それ以降の納付記録は無かった。納付したのは間違いないので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年3月に夫婦二人分の国民年金保険料を納付するため、預金通帳から130万円を出金し、納付した後預金通帳に「3/7年金399,480円×2=798,960円現金で払う」とのメモを残しており、検証した結果、保険料額はほぼ一致しており、当時記入したものであるという申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人夫婦は、申立期間以外は未納が無く、申立期間後の昭和63年4月からは夫婦同日に納付していることが確認でき、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、A市町村役場では、昭和63年3月ごろ、現年度保険料と過年度保険料の納付勧奨のため職員が戸別訪問しており、過年度保険料については保険料を預かり納付していたと回答している。

しかし、A市町村役場では、「当時は特例納付期間ではなく過年度納付の保険料は2年分しかさかのぼって納付できない。誤って2年以上の保険料を預かったとしても納付できない期間となるので返していたはずである。」と説明している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、当時の過年度保険料と現年度保険料に該当する昭和60年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から53年3月まで

国民年金の記録照会をしたところ昭和46年9月から53年3月までの期間が未納となっているが、55年4月に結婚し退職した妻が、自身の厚生年金から国民年金への切替手続を行った際、強制加入被保険者でありながら20歳から未加入であった私について社会保険事務所職員に相談したところ「今なら7年さかのぼって20歳からの保険料を納付することができる。」と教示されたので、義母に相談してお金を借りて約30万円の保険料をすべて納付したはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する時期は、第3回特例納付の時期であり、その時点で申立人の特例納付可能期間は6年7か月で、「今なら7年さかのぼって20歳からの保険料を納付することができる。」と教示されたとする申立人の妻の供述と合致する。

また、申立人の妻が記憶している保険料額は、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立人の義母は、当時申立人に貸した金額までは覚えていないものの、同人名義の預金通帳において、申立人の妻が申立人の国民年金加入手続をしたとする時期とほぼ同じ時期の昭和55年5月8日付で、特例納付したとする保険料額を上回る金額が引き出されている記録があり、義母からお金を借りて保険料を納付したとする申立人の供述と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年8月まで

申立期間については、A市町村のB事業所で勤務していたが、厚生年金保険の適用事業所ではなく、国民年金に加入していた。申立期間中の昭和44年5月に結婚し婿養子となったため、結婚後は、妻が、私の分も合わせて国民年金保険料を地区の集金人へ支払っていた。

以上のような状況であるので、年金記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

昭和44年5月の結婚後は申立人の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたとされる申立人の妻は、国民年金加入期間において、申立期間を含み、国民年金保険料を完納している。

また、申立人の妻の国民年金保険料納付に関する記憶も鮮明である。

一方、申立人の国民年金被保険者資格は、昭和41年4月1日に喪失手続きされているが、申立人が申立人の妻と婚姻するまでの間に、再度国民年金に加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、申立人の妻と婚姻する以前の申立期間に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、有力な証言も得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月から45年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

昭和41年4月に夫婦で理容店を開業しましたが、当初は売上げも少なく、国民年金保険料を納めることができなかつたので、45年4月からは免除申請をしてきました。54年4月からようやく納付できるようになり、当時の集金人から免除期間の追納期限が近いことと、免除申請前の未納分について特例納付の期間中であることを教えられたので、売上げも順調に伸びてきた55年2月18日に全部まとめて納付しました。

年金の受給手続をしたところ、特例納付した昭和41年4月から45年3月までの納付記録が無いとのことでした。夫婦共々納付した記憶があるので、記録を訂正して下さい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその配偶者は、昭和55年当時、毎月集金に来ていた集金人に教えられて、過去の申請免除期間に係る保険料の追納及び申立期間に係る保険料の特例納付を行うため、集金人にこれら保険料をまとめて手渡したと主張しているが、A市町村役場では、当時は市町村役場職員又は市町村が委託した集金人が保険料の徴収を行っていたが、市町村が委託した集金人は専門的知識が乏しいこと等から、現年度保険料以外を集金することはなく、市町村役場職員も追納保険料については集金をしてくることはあったものの、特例納付の集金までは行っていなかったと回答している。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、納付した金額については、高額であったとしか記憶していないなど、具体的な納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿においても、昭和55年2月18日付けの追納は記録されているものの、申立期間に係る特例納付に関する記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から46年3月まで

昭和41年4月に夫婦で理容店を開業しましたが、当初は売上げも少なく、国民年金保険料を納めることができなかつたので、46年4月からは免除申請をしてきました。54年4月からようやく納付できるようになり、当時の集金人から免除期間の追納期限が近いことと、免除申請前の未納分について特例納付の期間中であることを教えられたので、売上げも順調に伸びてきた55年2月18日に全部まとめて納付しました。

年金の受給手続をしたところ、特例納付した昭和38年10月から46年3月までの納付記録が無いとのことでした。夫婦共々納付した記憶があるので、記録を訂正して下さい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその配偶者は、昭和55年当時、毎月集金に来ていた集金人に教えられて、過去の申請免除期間に係る保険料の追納及び申立期間に係る保険料の特例納付を行うため、集金人にこれら保険料をまとめて手渡したと主張しているが、A市町村役場では、当時は市町村役場職員又は市町村が委託した集金人が保険料の徴収を行っていたが、市町村が委託した集金人は専門的知識が乏しいこと等から、現年度保険料以外を集金することはなく、市町村役場職員も追納保険料については集金をしてくることはあったものの、特例納付の集金までは行っていなかったと回答している。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、納付した金額については、高額であったとしか記憶していないなど、具体的な納付状況等が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿においても、昭和55年2月18日付けの追納は記録されているものの、申立期間に係る特例納付に関する記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年2月まで
申立期間において、私は大学生であったが、母が国民年金の任意加入手続をし、保険料も納付してくれていたと聞いている。
以上のように、保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和47年6月に母親が国民年金の任意加入手続をし、保険料納付をしてくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は52年4月25日に払い出されており、その時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関わっておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している申立人の母親も他界しているため、申立期間に係る国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は明らかでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月まで

申立期間である昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料は、納付事実が確認できなかつたとされた。領収書などは無くしてしまったが、支払える期間をそのままにしたことはなく、毎月きちんと納付していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、A市町村役場が保管する国民年金被保険者名簿等の資料においても、納付の事実をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の平成元年 5 月 23 日に払い出されており、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない上、申立期間は過年度納付可能な期間であったが、納付についての申立人自身の記憶は、毎月欠かさず納付していたというだけのあいまいなものであり、さかのぼって過去の保険料をまとめて納付したなどの記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年9月から52年3月までの期間及び53年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年9月から52年3月まで
② 昭和53年10月から55年3月まで

申立期間①については、昭和50年8月に会社を退職後、母か兄に国民年金の加入手続きをしてもらい、それからは、母が、多忙な私に代わって、金融機関で私の預金から国民年金保険料を納付してくれていました。

また、申立期間②については、6か月間ほど保険料を納付していなかったが、1年6か月も保険料を未納にした覚えはありません。当時も母に納付してもらっていました。

以上のように納付しているはずなので、納付記録の訂正を求めます。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金への加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が申立人に代わって加入手続き及び保険料納付を行ってもらったと主張している申立人の母及び兄はいずれも他界しているため、申立期間当時の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間①以後の昭和52年10月8日に払い出されており、申立期間①については払出当時に過年度納付が可能であるが、申立人にそのような記憶は無い。

さらに、申立期間②についても、保険料納付を再開した時期についての記憶はあいまいである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 20 日から 12 年 10 月 30 日まで

申立期間において、A事業所で建設現場監督として働いたが、厚生年金保険の加入記録が無い。私は、建築業や建設業に必要な資格を有しているため依頼を受けて同事業所に入ったが、その際、A事業所の前に仕事をしていたB事業所とまったく同じ条件で厚生年金保険も引き続き加入するというので移った。それなのにB事業所では厚生年金保険加入記録があり、A事業所では無いことに納得できない。雇用保険には加入していた証拠もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者離職票により、申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことは推認することができるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、A事業所において、厚生年金保険料の本人負担分も同事業所が負担するという約束で厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所からは、当該約束はしておらず、申立期間において厚生年金保険加入の届出も、保険料の納付も行っていない旨の回答を得ている。

さらに、当該事業所は、申立人の同事業所における仕事の内容について、申立人に適した工事が有れば技術管理者として常駐する臨時技術アドバイザーであり、申立期間における当該アドバイザーとしての出勤日数は0日であるとも回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月又は同年 5 月から 40 年 6 月又は同年 7 月まで

昭和 39 年 4 月か 5 月ごろ、A 県 B 市町村の C 地区にあった事業所に入社した。事業所名は D 商店であったか、E 商店であったか、また別の名前であったか思い出せない。駄菓子、花火等の卸売、販売業務であったことは記憶している。40 年 6 月か 7 月の初めに出勤したところ閉店していた。厚生年金保険記録を探してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとしている、A 県 B 市町村の D 商店及び E 商店について、社会保険事務所が保管する被保険者名簿において、A 県内で同名称の事業所に係る名簿の被保険者を調査したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、C 地区の商店街において、申立人が記憶している事業所の所在地付近で、当時から商売を行っている方に事情を聴取したが、勤務先の名称を含めて有力な供述は得られなかった。

さらに、申立人は、当該事業所は、社長と社長の妻及び他に従業員として申立人以外に 1 人か 2 人が勤務していたと記憶しているが、法人事業所であったか個人事業所であったか等の記憶があいまいであり、厚生年金保険に加入した確かな記憶も無いと供述している。

加えて、申立期間について、申立人の雇用保険被保険者記録は確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 41 年 12 月まで

社会保険庁に期間照会したところ、A事業所に勤務していた期間の厚生年金保険の記録は見当たらないとの回答でしたが、昭和 37 年 6 月から 41 年 12 月までは同事業所に勤務していました。

事業所はB市町村にあり、私は営業員として勤め、カタログを持って各家を訪問して、商品の販売をしていました。

当時は独身で、C市町村にある姉婿宅に間借りして暮らしており、交通機関Dの電車でE駅からF駅まで行き、駅からは徒歩で会社に通っていました。

当時の給与明細書など保険料納付に関する資料は残っていませんが、社会保険はかけていましたので、記録の訂正を認めて下さい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中に申立ての事業所で電話交換手として勤務していた者が、申立人の姓の営業員が勤務していたと記憶していることから、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認することはできるが、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立ての事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の事業を引き継いだ事業所も、申立期間当時の資料は保管していないと回答している。

さらに、申立人は、申立人の記憶にある同僚は既に死亡しているとしており、当該同僚から申立内容についての供述を得ることもできない。

加えて、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間において欠番も見られない上、申立人に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 39 年 9 月まで
昭和 35 年 3 月から A 事業所に勤めていたが、37 年 12 月に社長が、38 年 1 月より法人化して厚生年金保険に加入すると言い、38 年 1 月から厚生年金保険料が給料より引かれていた。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険の新規適用日は昭和 57 年 4 月 1 日である。

さらに、当該同僚は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人は、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間とほぼ重複する昭和 37 年 4 月から 39 年 6 月までの期間において国民年金保険料を納付しており、申立人自身も、妻の手続により、当時は国民年金と国民健康保険に加入していたと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 10 月まで

申立期間に勤務したA事業所での厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、加入記録が無い旨の回答があった。夫も同事業所に勤務していたので厚生年金保険加入記録を照会したところ、加入期間が判明した。私のほうが先に勤務していたのに厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する当時の同僚の供述から、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間において整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、当該事業所はすでに厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、経営主体も変わっているため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は得られず、申立期間における雇用保険の加入記録も確認できない。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 38 年 4 月から 43 年 11 月まで国民年金の全額申請免除を受けている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。